

(職業紹介事業者の皆様へ)

平成31年4月（平成30年4月～平成31年3月の期間にかかる報告）から 職業紹介事業報告書は新様式で！

以下の3点について様式が変わりますので、ご注意ください。

変更点1 就職実績記入欄に「無期雇用」を追加しました。

- ・活動状況（国内）：従来の「常用」 → 「無期雇用」と「それ以外」に分けて
 - ・活動状況（国外）：従来の「就職件数」 → 「無期雇用」と「それ以外」に分けて
- 実績を報告してください。

4 活動状況(国内)【一部】

項目 取扱 業務等の区分	③ 就 職			④ 離 職	
	常 用 就職件数	臨時 就職延数	日 雇 就職延数	無期雇用 (6ヶ月以内、解雇除く)	離 職 不 明
	無期雇用	それ以外		離 職	不 明
	件	件	人	人	人
	件	件	人	人	人
	件	件	人	人	人
	件	件	人	人	人
	件	件	人	人	人
	件	件	人	人	人
	件	件	人	人	人
計	件	件	人	人	人

※許可事業所用の様式で説明
していますが、届出事業所
も同様です。

【離職件数欄】

事業報告の前々年度(※)に
無期雇用で就職した人の状況
（「離職」か「不明」）を報告。
※平成31年4月報告では平成29年
度（ただし、平成29年度は任意）

【離職／不明】

就職6ヶ月以内に

「離職」・・・解雇以外で離職した
人の数

「不明」・・・解雇以外で離職した
か不明な人の数

5 活動状況(国外) (相手国別・新規求職申込件数)

項目 取扱 業務等の区分	相手国	⑤ 求 人		⑥ 求 職		⑦ 就 職		⑧ 離 職	
		有 効 求 人 数	求 人 数	有 効 求 職 者 数	新 規 求 職 申 込 件 数	無期雇用 就職件数	それ以外の 就職件数	無期雇用 (6ヶ月以内、解雇除く)	離 職 不 明
011 特定技能(※)				人	件	件	件	件	人
※在留資格の新設により、 事業報告の取扱業務等 の区分も追加されます。				人	件	件	件	件	人
				人	件	件	件	件	人
				人	件	件	件	件	人
計				人	件	件	件	件	人

【就職件数欄】

事業報告の前年度(※)の「常用」
の実績を、「無期雇用」と「それ以外」
に分けて報告。

※平成31年4月報告では平成30年度

変更点2 無期雇用就職者の就職6ヶ月後時点での「離職」状況を 記入する欄を追加しました。

- ・「離職」状況の記入欄へは、職業紹介により無期雇用で就職した人が、6ヶ月以内に解雇以外の理由で離職したかを、求人者への確認又は早期離職時返戻金の支払いの有無等により把握し、その結果を記入します。
- ・そのため、前年度の全ての無期雇用就職者の離職状況を把握できるのは10月以降となることから、報告時期が他の項目と1年度ズレます。ご注意ください。

変更点3 職業紹介実績以外の状況を記入する欄を追加しました。

- ・「**返戻金制度**」の有無（「有」の場合は、その概要【**有料事業者のみ**】）
職業紹介により就職した人が早期離職した場合に手数料の一部又は全額を求人者に返金する「返戻金」制度を設けている場合は、その概要を報告してください。
- ・「**従業員教育**」実施状況
従業員の教育を行うことが職業紹介責任者の責務の一つとなっています。
従業員に対して行った研修教育（外部研修含む）の内容を報告してください。

【従業員教育】

【返戻金制度】

8 返戻金制度

有・無

（有の場合、その概要）

紹介就職者が求人者の責めによらない事由で6ヶ月以内に退職した場合、手数料の50%を返金

9 従業員教育

日時	従業員数	教育内容
4/10 10～11時	3名	在留資格・特定技能の範囲と外国人材紹介時の留意点についてブリーフィング

職業紹介事業報告の提出の締切は、毎年 **4月30日** です。

さらに、職業紹介事業報告の内容は

人材サービス総合サイトに掲載を！

- 職業紹介事業報告書により報告を行った内容については、人材サービス総合サイト（<https://www.jinzai-sougou.go.jp/>）でも広く情報提供しなければなりません。
- **紹介就職実績**の掲載は事業報告と同時期、**離職状況**の掲載は10月～12月（事業報告は翌年4月）、**手数料及び返戻金に関する情報**（有料事業者のみ）の掲載は事業開始または内容変更後速やかに行ってください。

～ 職業紹介実績を事業報告し、人材サービス総合サイトに掲載するまでの流れ ～

